

越谷市公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和 ８年 ９月 ２ ９ 日

越谷市長 福 田 晃

１．入札対象業務

- (1) 業 務 名 令和８年度券面プリンタ賃貸借（長期継続契約）
- (2) 業務場所 越谷市役所および出先機関
- (3) 履行期間 令和 ９年 ２月 １日から令和１４年 １月 ３１日まで
- (4) 業務概要 設計図書等のとおり
- (5) 入札手続 入札および資料等の提出は、越谷市物品購入等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）の「一般競争入札（標準型）」方式を使用して行う事後審査型とする。

２．入札に参加できる者の形態

単体とする。

３．入札参加に必要な級別格付等の条件

入札参加に必要な条件は、令和７・８年度越谷市物品購入等競争入札参加資格者として登録があり、次の条件のとおりとする。

- (1) 所在区分
条件なし
- (2) 業種・種目区分
200：賃貸
- (3) 級別格付等
条件なし
- (4) 実績等
条件なし

４．入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４第２項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 越谷市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 一般競争入札の参加資格確認申請の締切日（以下「参加申請締切日」という。）から落札決定の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成３０年告示第３４９号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成９年告示第８号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、

その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、参加申請締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (7) システムで利用可能な電子認証を取得し、システムの利用者登録が完了していること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5. 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、システムにより競争参加資格確認申請書に「資本関係・人的関係申告書兼誓約書」（以下「添付書類」という。）を添付して提出すること。

競争参加資格確認申請書の提出期間

令和 8年 9月29日（火）午前8時30分から

令和 8年10月 5日（月）午後5時00分まで（システム休止時間を除く。）

なお、競争参加資格確認申請書は、システムの「調達案件一覧」画面を通じて送信すること。また、送信時に必要となる添付書類は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「入札公告等ファイル」からダウンロードすること。

6. 入札書の提出期間及び開札日時

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。ただし、変更する場合はシステムにより通知する。

(1) 提出期間

令和 8年10月13日（月）午前8時30分から

令和 8年10月22日（木）午後5時00分まで（システム休止時間を除く。）

(2) 開札日時

令和 8年10月23日（金）午前9時30分

7. 設計図書等

設計図書等は、システムの入札情報公開システムに掲載し、調達できるものとする。

システム公開日時

令和 8年 9月29日（火）午前8時30分から

8. 設計図書等に関する質疑及び回答

質疑回答については、システムを使用しない。仕様内容についての質疑、それに対する越谷市からの回答は電子メールで行う。

質疑事項がある場合は、提出期限までに質疑内容をメール本文に記載し契約検査課宛に送信し、電子メール送信後、受信確認のため契約検査課宛に電話で連絡すること。

なお、質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

質疑があった場合は、質疑回答期限までにその回答を電子メールにて送付する。

また、質疑に対する回答はすべての参加者が閲覧できるようにする。

越谷市から質疑回答する電子メールアドレスは、物品等競争入札参加資格審査申請時に登録したメールアドレスとなる。電子証明書（ICカード）利用者登録時に登録したメールアドレスと異なる場合は注意すること。

- (1) 受付期間
令和 8 年 9 月 29 日（火）午前 8 時 30 分から
令和 8 年 10 月 5 日（月）正午まで
- (2) 回答期日
令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時 00 分までに回答する。

9. 最低制限価格
無

「有」の場合、平均額型最低制限価格を採用する。
詳しくは、越谷市公式ホームページ「最低制限価格の運用について」の「物品関係の業務委託」をご覧ください。

10. 入札保証金
免除する。

11. 現場説明会
行わない。

12. 契約保証金

- (1) 落札者は、支払月額に 12 を乗じた額の 100 分の 10 以上の額による契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付を免除する。
 - ① 越谷市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - ② 本年度の前々年度の 4 月 1 日以後に 2 回以上国又は地方公共団体において、種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行実績がある者

13. 支払条件
完了払（毎月払）とする。

14. 契約に関する規則等の閲覧
契約に関する規則等は、総務部契約検査課で閲覧することができる。

15. 落札者の決定方法等
越谷市物品購入等一般競争入札実施試行要領の規定に基づき、落札者の決定を次のとおり行うものとする。
- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者から順に、落札候補者とする。なお、落札候補者のみに対し連絡をする。
 - (2) 3. 入札参加に必要な級別格付等の条件を満たしているか否かの審査基準日は、開札日とする。
 - (3) 落札候補者となった者は連絡を受けた日の翌日までに、入札参加資格審査書類を提出しなければならない。
 - (4) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、落札者となり、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わないものとする。
なお、落札者のみに対し連絡をする。
 - (5) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めると

きは、当該落札候補者に連絡するとともに、その入札は無効とする。

16. 入札に関する注意事項

(1) 入札書の記載方法等

入札参加者は、契約規則、設計図書、現場等を熟覧のうえ、総額により入札しなければならない。なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

1回とする。

ただし、越谷市物品購入等電子入札運用基準に規定する再入札を行う場合は、この限りでない。スケジュールはシステムにより通知する。

(3) 提出書類

入札書は、システムにより提出すること。

(4) その他

① 参加申込書提出後でもシステムにより入札を辞退することができる。また、入札書締切日時までに、入札書がシステムに未到達の申込者は辞退したものとする。

② 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

17. 入札の無効

(1) 入札に参加する条件及び資格を満たさない者がした入札

(2) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札

(3) 記載すべき事項の記入のない入札書等又は記入した事項が明らかでないもの

(4) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

18. 落札者等の公表

落札者等の公表は、システムにより行う。

19. 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20. 入札方式の変更

談合等不正行為のおそれがあると認める場合は、越谷市抽選型競争入札実施要綱に基づき、抽選型競争入札に入札方式を変更するときがある。

21. 問い合わせ

越谷市役所総務部契約検査課

電話 048-963-9131（直通）

Email : keiyaku@city.koshigaya.lg.jp